

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） <sup>【注】</sup>	関係法令（改正後設置基準） <sup>【注】</sup>	遵守状況	根拠となる資料又は URL	備考
1	<b>基準Ⅰ ミッションと教育の効果</b>					
2	<b>A ミッション</b>					
3	基準Ⅰ-A-1 ミッションを確立している。					
4	基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	【学校教育法】第 83 条第 2 項	【学校教育法】第 83 条第 2 項			
5		【学校教育法】第 105 条	【学校教育法】第 105 条			
6		【学校教育法】第 107 条	【学校教育法】第 107 条			
7		【学校教育法施行規則】第 164 条	【学校教育法施行規則】第 164 条			
8	<b>B 教育の効果</b>					
9	基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。	【学校教育法】第 83 条第 1 項	【学校教育法】第 83 条第 1 項			
10		【学校教育法】第 83 条の 2	【学校教育法】第 83 条の 2			
11		【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項			
12		【大学設置基準】第 2 条	【大学設置基準】第 2 条			
13	基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 4 項	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 4 項			
14	基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2			
15		【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項			
16	<b>C 内部質保証</b>					
17	基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	【学校教育法】第 109 条第 1 項	【学校教育法】第 109 条第 1 項			
18		【学校教育法施行規則】第 166 条	【学校教育法施行規則】第 166 条			
19	基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。	【大学設置基準】第 1 条	【大学設置基準】第 1 条			
20	<b>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</b>					
21	<b>A 教育課程</b>					
22	基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。	【学校教育法】第 87 条	【学校教育法】第 87 条			
23		【学校教育法】第 87 条の 2	【学校教育法】第 87 条の 2			
24		【学校教育法】第 88 条	【学校教育法】第 88 条			
25		【学校教育法】第 88 条の 2	【学校教育法】第 88 条の 2			
26		【学校教育法】第 89 条	【学校教育法】第 89 条			
27		【学校教育法】第 104 条	【学校教育法】第 104 条			
28		【学校教育法施行規則】第 4 条	【学校教育法施行規則】第 4 条			
29		【学校教育法施行規則】第 146 条	【学校教育法施行規則】第 146 条			
30		【学校教育法施行規則】第 146 条の 2	【学校教育法施行規則】第 146 条の 2			
31		【学校教育法施行規則】第 147 条	【学校教育法施行規則】第 147 条			
32		【学校教育法施行規則】第 148 条	【学校教育法施行規則】第 148 条			

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） <sup>[注]</sup>	関係法令（改正後設置基準） <sup>[注]</sup>	遵守状況	根拠となる資料又は URL	備考	
33		【学校教育法施行規則】第 149 条	【学校教育法施行規則】第 149 条				
34		【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 1 号	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 1 号				
35		【学校教育法施行規則】第 173 条	【学校教育法施行規則】第 173 条				
36		【大学設置基準】第 27 条	【大学設置基準】第 27 条				
37		【大学設置基準】第 28 条	【大学設置基準】第 28 条				
38		【大学設置基準】第 29 条	【大学設置基準】第 29 条				
39		【大学設置基準】第 30 条	【大学設置基準】第 30 条				
40		【大学設置基準】第 31 条	【大学設置基準】第 31 条				
41		【大学設置基準】第 32 条	【大学設置基準】第 32 条				
42		【大学設置基準】第 33 条	【大学設置基準】第 33 条				
43		【学位規則】第 2 条	【学位規則】第 2 条				
44		【学位規則】第 10 条	【学位規則】第 10 条				
45		【学位規則】第 13 条	【学位規則】第 13 条				
46		基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。	【学校教育法施行規則】第 163 条	【学校教育法施行規則】第 163 条			
47			【学校教育法施行規則】第 163 条の 2	【学校教育法施行規則】第 163 条の 2			
48	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 2 号		【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 2 号				
49	【大学設置基準】 <u>第 10 条の 2</u>		【大学設置基準】 <u>第 19 条（第 3 項）</u>				
50	【大学設置基準】第 19 条		【大学設置基準】第 19 条				
51	【大学設置基準】第 20 条		【大学設置基準】第 20 条				
52	【大学設置基準】第 21 条		【大学設置基準】第 21 条				
53	【大学設置基準】第 22 条		【大学設置基準】第 22 条				
54	【大学設置基準】第 23 条		【大学設置基準】第 23 条				
55	【大学設置基準】第 25 条		【大学設置基準】第 25 条				
56	【大学設置基準】第 25 条の 2		【大学設置基準】第 25 条の 2				
57	【大学設置基準】第 26 条		【大学設置基準】第 26 条				
58	【大学設置基準】第 27 条の 2		【大学設置基準】第 27 条の 2				
59	【大学設置基準】第 30 条の 2		【大学設置基準】第 30 条の 2				
60	【大学設置基準】 <u>第 42 条の 3 の 2</u>		【大学設置基準】 <u>第 41 条</u>				
61	基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。	【大学設置基準】第 19 条	【大学設置基準】第 19 条				
62	基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。	【学校教育法】第 90 条	【学校教育法】第 90 条				
63		【学校教育法】第 122 条	【学校教育法】第 122 条				
64		【学校教育法】第 132 条	【学校教育法】第 132 条				
65		【学校教育法施行規則】第 150 条	【学校教育法施行規則】第 150 条				
66		【学校教育法施行規則】第 151 条	【学校教育法施行規則】第 151 条				

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） <sup>【注】</sup>	関係法令（改正後設置基準） <sup>【注】</sup>	遵守状況	根拠となる資料又は URL	備考
67		【学校教育法施行規則】第 153 条	【学校教育法施行規則】第 153 条			
68		【学校教育法施行規則】第 154 条	【学校教育法施行規則】第 154 条			
69		【学校教育法施行規則】第 161 条	【学校教育法施行規則】第 161 条			
70		【学校教育法施行規則】第 162 条	【学校教育法施行規則】第 162 条			
71		【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 3 号	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 3 号			
72		【学校教育法施行規則】第 178 条	【学校教育法施行規則】第 178 条			
73		【学校教育法施行規則】第 186 条	【学校教育法施行規則】第 186 条			
74		【大学設置基準】第 2 条の 2	【大学設置基準】第 2 条の 2			
75		【大学設置基準】第 18 条	【大学設置基準】第 18 条			
76	基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 4 項	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 4 項			
77	基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項第 6 号	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項第 6 号			
78	基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。					
79	<b>B 学生支援</b>					
80	基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。	【大学設置基準】 <u>第 2 条の 3</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 2 項）</u>			
81	基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。	【大学設置基準】 <u>第 42 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 3 項）</u>			
82	基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。	【大学設置基準】 <u>第 42 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 3 項）</u>			
83	基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。	【大学設置基準】 <u>第 42 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 3 項）</u>			
84		【大学設置基準】 <u>第 42 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 5 項）</u>			
85	<b>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</b>					
86	<b>A 人的資源</b>					
87	基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。	【学校教育法】第 85 条	【学校教育法】第 85 条			
88		【学校教育法】第 92 条	【学校教育法】第 92 条			
89		【大学設置基準】第 3 条	【大学設置基準】第 3 条			
90		【大学設置基準】第 4 条	【大学設置基準】第 4 条			
91		【大学設置基準】第 5 条	【大学設置基準】第 5 条			
92		【大学設置基準】第 6 条	【大学設置基準】第 6 条			
93		【大学設置基準】第 7 条	【大学設置基準】第 7 条			
94		【大学設置基準】 <u>第 10 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 8 条（第 1 項）</u>			
95		【大学設置基準】 <u>第 10 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 19 条（第 3 項）</u>			
96	【大学設置基準】 <u>第 12 条</u>	【大学設置基準】 <u>削除</u>				

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） <sup>【注】</sup>	関係法令（改正後設置基準） <sup>【注】</sup>	遵守状況	根拠となる資料又は URL	備考
97		【大学設置基準】第 13 条	【大学設置基準】第 10 条			
98		【大学設置基準】第 14 条	【大学設置基準】第 13 条			
99		【大学設置基準】第 15 条	【大学設置基準】第 14 条			
100		【大学設置基準】第 16 条	【大学設置基準】第 15 条			
101		【大学設置基準】第 16 条の 2	【大学設置基準】第 16 条			
102		【大学設置基準】第 17 条	【大学設置基準】第 17 条			
103	基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。	【大学設置基準】第 2 条の 3	【大学設置基準】第 7 条（第 2 項）			
104		【大学設置基準】第 25 条の 3	【大学設置基準】第 11 条			
105		【大学設置基準】第 42 条の 2	【大学設置基準】第 7 条（第 5 項）			
106		【大学設置基準】第 42 条の 3	【大学設置基準】第 11 条			
107	基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。	【学校教育法】第 114 条	【学校教育法】第 114 条			
108		【大学設置基準】第 2 条の 3	【大学設置基準】第 7 条（第 2 項）			
109		【大学設置基準】第 41 条	【大学設置基準】第 7 条（第 1 項）			
110		【大学設置基準】第 42 条	【大学設置基準】第 7 条（第 3 項）			
111		【大学設置基準】第 42 条の 2	【大学設置基準】第 7 条（第 5 項）			
112		【大学設置基準】第 42 条の 3	【大学設置基準】第 11 条			
113	基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。					
114	<b>B 物的資源</b>					
115	基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	【大学設置基準】第 18 条	【大学設置基準】第 18 条			
116		【大学設置基準】第 24 条	【大学設置基準】第 24 条			
117		【大学設置基準】第 34 条	【大学設置基準】第 34 条			
118		【大学設置基準】第 35 条	【大学設置基準】第 35 条			
119		【大学設置基準】第 36 条	【大学設置基準】第 36 条			
120		【大学設置基準】第 37 条	【大学設置基準】第 37 条			
121		【大学設置基準】第 37 条の 2	【大学設置基準】第 37 条の 2			
122		【大学設置基準】第 38 条	【大学設置基準】第 38 条			
123		【大学設置基準】第 39 条	【大学設置基準】第 39 条			
124		【大学設置基準】第 39 条の 2	【大学設置基準】第 39 条の 2			
125		【大学設置基準】第 40 条	【大学設置基準】第 40 条			
126	【大学設置基準】第 40 条の 2	【大学設置基準】第 40 条の 2				
127	【大学設置基準】第 40 条の 3	【大学設置基準】第 40 条の 3				
128	基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。					
129	<b>C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源</b>					
130	基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲	【大学設置基準】第 36 条	【大学設置基準】第 36 条			
131		【大学設置基準】第 38 条	【大学設置基準】第 38 条			

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） <sup>【注】</sup>	関係法令（改正後設置基準） <sup>【注】</sup>	遵守状況	根拠となる資料又は URL	備考
	得させるために技術的資源を整備している。					
132	<b>D 財的資源</b>					
133	基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	【大学設置基準】第 18 条	【大学設置基準】第 18 条			
134		【大学設置基準】第 40 条の 3	【大学設置基準】第 40 条の 3			
135		【私立学校法】第 25 条	【私立学校法】第 25 条			
136	基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	【私立学校法】第 45 条の 2	【私立学校法】第 45 条の 2			
137	<b>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</b>					
138	<b>A 大学設置法人の長のリーダーシップ</b>					
139	基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。	【私立学校法】第 24 条	【私立学校法】第 24 条			
140		【私立学校法】第 26 条の 2	【私立学校法】第 26 条の 2			
141		【私立学校法】第 29 条	【私立学校法】第 29 条			
142		【私立学校法】第 35 条	【私立学校法】第 35 条			
143		【私立学校法】第 35 条の 2	【私立学校法】第 35 条の 2			
144		【私立学校法】第 36 条	【私立学校法】第 36 条			
145		【私立学校法】第 37 条	【私立学校法】第 37 条			
146		【私立学校法】第 38 条	【私立学校法】第 38 条			
147		【私立学校法】第 40 条	【私立学校法】第 40 条			
148		【私立学校法】第 40 条の 2	【私立学校法】第 40 条の 2			
149		【私立学校法】第 40 条の 3	【私立学校法】第 40 条の 3			
150		【私立学校法】第 40 条の 5	【私立学校法】第 40 条の 5			
151		【私立学校法】第 42 条	【私立学校法】第 42 条			
152		【私立学校法】第 44 条の 2	【私立学校法】第 44 条の 2			
153		【私立学校法】第 44 条の 3	【私立学校法】第 44 条の 3			
154		【私立学校法】第 44 条の 4	【私立学校法】第 44 条の 4			
155		【私立学校法】第 45 条	【私立学校法】第 45 条			
156	【私立学校法】第 45 条の 2	【私立学校法】第 45 条の 2				
157	【私立学校法】第 46 条	【私立学校法】第 46 条				
158	【私立学校法】第 47 条	【私立学校法】第 47 条				
159	【私立学校法】第 48 条	【私立学校法】第 48 条				
160	<b>B 学長のリーダーシップ</b>					
161	基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。	【学校教育法】第 93 条	【学校教育法】第 93 条			
162		【学校教育法施行規則】第 143 条	【学校教育法施行規則】第 143 条			
163		【大学設置基準】 <u>第 13 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 12 条</u>			
164	<b>C ガバナンス</b>					
165	基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。	【私立学校法】第 35 条	【私立学校法】第 35 条			
166		【私立学校法】第 35 条の 2	【私立学校法】第 35 条の 2			

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） <sup>【注】</sup>	関係法令（改正後設置基準） <sup>【注】</sup>	遵守状況	根拠となる資料又は URL	備考
167		【私立学校法】第 38 条	【私立学校法】第 38 条			
168		【私立学校法】第 39 条	【私立学校法】第 39 条			
169		【私立学校法】第 40 条の 5	【私立学校法】第 40 条の 5			
170		【私立学校法】第 44 条の 2	【私立学校法】第 44 条の 2			
171		【私立学校法】第 44 条の 3	【私立学校法】第 44 条の 3			
172		【私立学校法】第 44 条の 4	【私立学校法】第 44 条の 4			
173	基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。	【私立学校法】第 41 条	【私立学校法】第 41 条			
174		【私立学校法】第 43 条	【私立学校法】第 43 条			
175		【私立学校法】第 44 条	【私立学校法】第 44 条			
176	基準IV-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	【学校教育法】第 113 条	【学校教育法】第 113 条			
177		【学校教育法施行規則】第 172 条の 2	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2			
178		【私立学校法】第 33 条の 2	【私立学校法】第 33 条の 2			
179		【私立学校法】第 33 条の 3	【私立学校法】第 33 条の 3			
180		【私立学校法】第 47 条	【私立学校法】第 47 条			
181		【私立学校法】第 63 条の 2	【私立学校法】第 63 条の 2			

※大学設置基準 第 10 章専門職学科に関する特例、第 11 章共同教育課程に関する特例、第 12 章工学に関する学部の教育課程等に関する特例、第 13 章国際連携学科に関する特例、第 14 章教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例並びに大学通信教育設置基準及び専門職大学設置基準については別にする。

【注】本様式は、令和 4 年 10 月 1 日施行の大学設置基準等の経過措置規定により、改正前の大学設置基準、改正後の大学設置基準、それぞれに対応する条文を示しています。